①神戸市ホームページで「障害 指定」で検索してください



②「障害福祉サービス事業等の指定申請手続き(事業者向け)」 または「障害児支援に関する事業者指定申請手続き(事業者向け)」 をお選びください。

更新日:2019年11月1日

検索結果



③ページ構成のうち「・変更届」を選択してください。

障害福祉サービス事業等の指定申請手続き(事業者向し

- [令和3年2月25日]令和3年2月現在、指定(変更)申請前に必要な事前面談の予約が大変込み合っており、2 カ月以上お待ちいただく場合もございます(訪問系を除く)。申請をお考えの際は、一度、下記「申請書類の提出先」までお問い合わせください。
- [令和3年1月13日]変更届出のガイドシステムの運用を開始しました。
- [令和2年4月1日]組織改正により、申請先・届出先の組織名が変更になりました。
- [令和元年8月1日]申請手続きの手引きや様式等を更新しました。

「地域主権一括法」の施行等に伴い、神戸市に所在する障害福祉サービス事業者等については、平成24年4月から、事業所指定等の事務を神戸市が行っています。

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」 (障害者総合支援法) における指定障害福祉サービス事業、指定障害者支援施設、指定一般・特定・障害児相談支援事業の指定申請等の手続きについてご案内します。

なお、児童福祉法に基づく障害児支援に関する指定申請手続きについては、別掲の「障害児支援に関する事業者 申請手続きについて(事業者向け)」を参照してください。

ページ構成

- 指定申請・指定変更申請
- 加算届
- 変更届、廃止・休止・再開届、指定辞退届
- 盟始届他

厚生労働省7 各種様式等 け)

- 過誤予定一個
- 新型コロナウ せ(事業者庫
- ◆ 地域生活支払続きについて
- 障害児支援に 続きについて
- 地域生活支援 認定申請手級 向け)
- 障害児支援に 請手続き(項
- <u>障害福祉サー</u> 請手続き(引



④神戸市障害福祉サービス等変更ガイドをお選びください。

変更届、廃止・休止・再開届、指定辞退届について

指定事業者等は、厚生労働省令で定められている事項に変更があった時は、変更があった日から10日以内に市 に変更届を提出する必要があります。ただし、一部、事前の変更申請が必要なものがあります。 また、事業を廃止・休止しようとする時は、1か月前までに神戸市に届出を提出する必要があります。

変更届出書類ダウンロード先

神戸市障害福祉サービス等変更ガイド (外部リンク)

届出様式

- 様式第3号(廃止・休止・再開届)+様式第16号(廃止・休止届) (EXCEL:19KB) 🖪
- 様式第4号(指定辞退届) (EXCEL: 18KB) [3]

届出書の提出先

令和2年4月1日より、すべてのサービスの変更届については、郵送先が変更となりました。 ※持ち込みによる受付は行っておりませんので、必ず郵送による届出をお願いします。

<送付先>

〒650-0032

神戸市中央区伊藤町111 神戸商工中金ビル4階

神戸市行政事務センター 介護・障害サービス係

https://www.city.kobe.lg.jp/a20315/business/annaitsuchi/shogaifukushi/shinse/kunituchi-yoshiki/shiteshinse.html#henkou

⑤「回答を始める」をクリックして質問にお答えください。



https://ttzk.graffer.jp/city-kobe/sprt-facil-change/

⑥変更項目が複数ある場合複数選択することが可能です。



⑦ガイド結果が出ましたら「手続き書式をダウンロード」をクリックします。

変更届 ガイド結果

4件の手続きが必要です。









■ 神戸市行政事務センターで行う手続き



- 事業所 (施設) の名称の変更 (児童発達支援 従たる事業所あり)
- , 事業所 (施設) の名称の変更 (放課後等デイサービス 従たる事業所なし)
- ,運営規程(その他の変更)の変更(児童発達支援 従たる事業所あり)
- 運営規程(その他の変更)の変更(放課後等デイサービス従たる事業所なし)

次のアクション:

△ 手続き書式をダウンロード >>

国 自分の回答を確認・修正する »

り もう一度はじめから回答する

⑧「すべての書式をまとめてダウンロード」をクリックします。 ダウンロードした書式に必要事項を記入して、届を作成してください。

● 一覧へ戻る

手続き書式をダウンロード

3件の書式がダウンロードできます

すべての書式をまとめてダウンロード

児 変更届出書 (様式第2号)

ダウンロードファイル

PDF形式

Excel形式

対象手続き

事業所 (施設) の名称の変更 (児童発達支援 従たる事

事業所(施設)の名称の変更(放課後等デイサービス 従たる事業所なし)

運営規程(その他の変更)の変更(児童発達支援従た る事業所あり)

⑨ガイド結果が出ましたら「このページを印刷する」ボタンをクリックして、表示されたページをプリントアウトして変更手続き書類と一緒に提出してください。

ガイト	r結果(最終ページ)の右上の「印刷する」ボタンを押し、表	示されたページをプリントアウトして変	更手続きの書類と一緒に提出してください。
変更届 ガイド結果			このページを印刷
1	神戸市行政事務センターで行う手続	ŧ	
<u>ට</u>	場所に持っていくもの: 変更届出書(様式第2号) □ 付表11 □ 運営規程		
手続き	∮ (★の手続きを最初にやりましょう)	手続きの場所	必要な持ち物
	上記以外の変更(就労継続支援B型従たる事業所なし)	神戸市行政事務センター	変更届出書(様式第2号)付表11